

(案)

プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しの考え方 (案)

1 背景・目的

- 都は、建築物等に光で投影する広告物であるプロジェクションマッピングについて、相談事例が増えてきたこと等を踏まえ、平成 24 年度に新しいタイプの広告物として、東京都屋外広告物条例（以下「条例」という。）における取扱いを定めている。
(取扱いの主な内容)
 - ・ イベント等で企業広告等の営利内容が映らない映像を一時的に投影するものは規制の対象外
 - ・ 営利内容を含むものは、商業地域等の許可区域では広告板に準じた一定の規格(面積、高さ等)内で許可を受けて投影可(禁止区域では原則投影不可)
 - ・ 道路をまたいだ投影は不可
- 近年、まちの活性化やにぎわいの創出、東京 2020 大会の機運醸成等のために、公益イベント等でプロジェクションマッピングを活用する取組が広がっている。
- 昨年 3 月には、国土交通省が、条例によりプロジェクションマッピングの取扱いを定める際の参考として、「投影広告物条例ガイドライン」を策定している。
- こうした状況を踏まえ、観光資源としての活用や東京の都市の魅力向上につなげていく観点から、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しを行う。

2 見直しのポイント

- ① 公益イベントで活用しやすくする観点から、企業広告の取扱いを含め手続や規格を見直す。
 - ・ 一定の条件(企業広告割合 1/3 以下等)を満たすものは、禁止区域も含め届出により表示可
 - ・ 短期間(おおむね 14 日以内)のものは、通常の規格を超えて表示可
- ② 観光振興や地域の魅力発信など、地域の特性に応じた活用がしやすくなるよう、プロジェクションマッピング活用地区制度を新設する。
 - ・ 活用地区では、まちづくり団体等が策定した地域ルールに基づき表示可
- ③ 景観、周辺環境、安全性への配慮など、プロジェクションマッピングを表示する際の遵守事項等を定める。
 - ・ 急激な光点減等やサブリミナル的表現を避けること。
 - ・ 道路を挟む場合等は信号機の効用阻害や車両運転者のげん惑のおそれがないこと。

3 具体的な内容

資料 1 - 4「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し案」のとおり